

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社雪国まいたけ と称し、英文では YUKIGUNI MAITAKE CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) きのこの人工栽培・加工及び販売
- (2) きのこの種菌の製造・販売
- (3) 農産物の生産及び販売
- (4) 特別用途食品、保健機能食品及び健康食品の製造・加工及び販売
- (5) 食品の製造・加工及び販売
- (6) 酒類及び雑貨の販売
- (7) 飲食店事業
- (8) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
- (9) 貨物利用運送事業及び運送取次事業
- (10) 水道事業
- (11) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を新潟県南魚沼市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、159,400,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理人を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第19条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第23条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

(代表取締役)

第24条 取締役社長は、当会社を代表する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の中から、当会社を代表すべき取締役を選定することができる。

(業務執行)

第25条 取締役社長は当会社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役は、取締役社長を補佐し定められた事項を分掌する。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(顧問及び相談役)

第26条 取締役会は、その決議により顧問及び相談役各若干名を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、当会社の業務に関し取締役社長の諮問に応じるものとする。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 28 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第 29 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 30 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 31 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項について、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 32 条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 33 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が規定する額の範囲に限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第34条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が規定する額の範囲に限定する契約を締結することができる。

(監査役会の招集手続)

第40条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査役会の決議)

第41条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第 42 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 43 条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 45 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 46 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 47 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(2020 年 7 月 3 0 日施行)